

容器包装プラスチックの分別が進んでいます

市では、昨年10月から容器包装プラスチックの分別収集・再資源化処理を開始しました。その分別状況についてお知らせします。

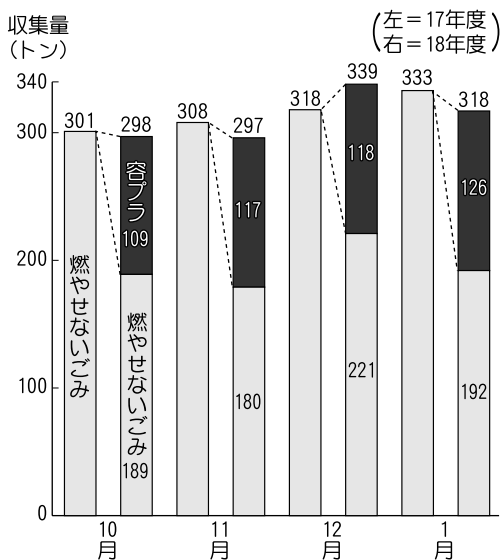
皆さんの協力により、下のグラフのようにプラスチックの分別が進み、昨年と比較して、燃やせないごみを約6割に減らすことができました。「協力ありがとうございます」といいます。

危険物を入れないで

分別された容器包装プラスチックが再資源化に適しているかどうかの検査が1月に行われ、その結果、残念ながら市の成績は最低ランクのDとなりました。最低ランクが続いてしまつた。

このDランク評価の原因は、中間処理における未破袋の混入と刃物(安全かみそり)の替

容器包装プラスチック(容プラ)の分別状況



とDランクになってしまいました。この基準を満たすため、収集現場での未分別袋の選別はもろろ、回収した袋はすべて破袋し、中身を一つ一つの目でチェックしています。どうしても限界があります。改めて、次のことについて注意してください。

- ◆「プラ」のマークを確認して出す
- ◆危険物は絶対に入れない
- ◆また、中間処理業者には処理方法の改善、さらなる手選別の精度向上を求めました。
- ◆安定した資源化処理を続けるため、皆さんの協力をお願いします。
- ◆詳しくはごみ対策課 ☎ 473・2117へ。

日曜臨時窓口を開設

3月25日・4月1日
午前9時～午後4時

住民異動が集中する3月下旬から4月上旬の窓口混雑を緩和し、併せて市民の皆さんの市税納付をしやすいように、3月25日と4月1日に市民課、保険年金課、納税課で日曜臨時窓口を開設します。受け付け時間は午前9時～午後4時です。

本庁舎のみの開設で、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所は開設しませんので、ご注意ください。

各課で取り扱う事務は下表の通りです。

詳しくは市民課 ☎ 470・7722、保険年金課 ☎ 470・7732、納税課 ☎ 470・7730へ。

日曜臨時窓口での取り扱い事務

担当課	取り扱い事務	取り扱わない事務
市民課 (市役所1階)	住民異動届の受け付け=転入・転居・転出・世帯変更など 印鑑登録および市民カード発行の申請受け付け=平日に来庁できない方は、この機に夜間・閉庁日も住民票、印鑑登録証明書、課税・納税証明書が自動発行機で取得できる「市民カード」の申請をお勧めします。手続きの詳細は市民課へ問い合わせください 各種証明書の発行=住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、戸籍謄抄本、外国人登録原票記載事項証明書など 住居表示の申請受け付け	住民基本台帳カードの即日交付 付記転入・付記転出・住民票の広域交付 電子証明書の発行および更新の申請 臨時運行許可(仮ナンバー貸与) 戸籍異動に伴う住民異動届など、他市町村への問い合わせを必要とするもの
保険年金課 (市役所1階)	国民健康保険の資格取得・喪失に関する届 高額療養費の支給申請など各種申請書受け付け 国民年金第1号被保険者の資格取得等の届	国民年金に関する届け出で、社会保険庁への照会を必要とするもの
納税課 (市役所2階)	市税の納付および納税に関する相談 市税の口座振替の申し込み手続き	納税証明書の発行など左記以外の事務

出産育児一時金・葬祭費を支給

国民健康保険の被保険者が出産し、社会保険等から出産一時金等が支給されないときは、出産育児一時金として35万円が支給されます。また、被保険者が死亡したときは、国民健康保険の被保険者が喪主に葬祭費として3万円が支給されます。

該当する方は申請が必要です。申請方法は次の書類を保険年金課国民健康保険係(市役所1階)へ持参の上、申請してください。

出産育児一時金=母子健康手帳(出産が確認できるもの)・被保険者証・印鑑・世帯主名義の口座番号

葬祭費=喪主であることが確認できるもの(会葬御礼のはがき等)・被保険者証・印鑑・喪主名義の口座番号

詳しくは関係 ☎ 470・7733へ。

募集

市職員

6月1日以降に採用する市職員を募集します。

【募集職種】保育士

【募集人員と受験資格等】下表の通り

【勤務地】市内の心身障害児通園施設または保育園

【募集要項の配布】土曜日・祝日を除く3月12日(月)～23日(金)の午前8時

市職員の募集職種と受験資格等

募集職種	募集人員	受験資格等
保育士	若干名	昭和47年4月2日以降に生まれ、保育士の資格を有する方

6月1日以降から勤務可能な方に限ります。

半～午後5時、職員課(市役所4階)で、また、市ホームページの電子申請で取り寄せ

国民年金

武蔵野社会保険事務所からのお知らせ

年金相談を開始

武蔵野社会保険事務所では、お待たせすることなく年金相談を受けていただくことができるよう、4月から予約による年金相談を行います。

【相談時間】平日の午後3時～5時(夜間延長相談の実施日は6時半まで)および休日年金相談実施日の午前10時～午後4時

【予約方法】同事務所へ来所または予約専用電話 ☎ 0422・56・2445

(平日の午前8時半～午後5時15分)で1ヵ月後の分まで予約できます。

予約の際には、基礎年金番号が分かるように、年金手帳や基礎年金番号通知書をご用意ください。基礎年金番号・氏名・電話番号・相談の内容を確認します。

詳しくは同事務所 ☎ 0422・56・1411へ。

「存じですか?」学生納付特例制度と若年者納付猶予制度

20歳以上の方は、学生であつても国民年金への加入が必要です。

学生で、本人の前年の収入が一定額以下の場合には、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。毎年(4月)翌年3月分、学生証を持参の上、7732へ。

申請してください。

また、30歳未満の方で本人と配偶者の前年の収入が一定以下の場合には、申請により7月～翌年6月分の国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

これらの制度の申請をしないで保険料が未納のままだと、将来、老齢年金受給のための資格を得られなかったり、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなります。

学生納付特例制度や若年者納付猶予制度を利用する場合は、市保険年金課国保年金資格係へ申請してください。

詳しくは関係 ☎ 470・7732へ。

【試験日】4月15日(日)

詳しくは同課人事給与係 ☎ 470・7716へ。

家庭福祉員

家庭福祉員とは、保育士・看護師等の資格を持ち、経験豊かな保育者が、自宅の一部を開放し、家庭的な雰囲気の下で少数の子どもを預かる制度です。

【募集人員】1人

臨時事務職員

教育委員会では、学務課で

【対象】次のすべての要件を満たす方。保育士または看護師の資格を有し、保育経験のある方。市内在住で25歳～62歳の方。家庭に6歳未満のお子さんのいない方。保育専用スペースとして9・9平方メートル(6畳)以上を1階に有すること。

【試験日】4月15日(日)

詳しくは同課人事給与係 ☎ 470・7716へ。

過日、自治会連合会の皆様から「自治会を元気にしよう」と銘打って、自治会セミナーを開催されました。私もあいさつにお邪魔しましたが、大変多くの方が参加しておいででした。住みよい地域社会をつくるための地域課題は多種多様です。少子高齢化に伴う人口構造の変化や核家族化が進む中で、子育て・介護・防犯防災などの課題は、これまでの行政システムだけでは対応しきれない地域の課題を浮き彫りにしています。

一方で、個人のプライバシーなどさまざまな理由で、あまり地域に関心を示さない方が増えていることも事実です。市民の皆様と行政が一体となった協働のまちづくりには、こうした課題があることも考えていかななくてはならないと思います。

そこで大切になってくるのが、顔と顔が見える関係づくりであり、その「カギ」を握るのが自治会活動だと思っています。

セミナーでは、新しい時代の近隣関係・地域社会づくりのために、また、自治会活動の再構築・活性化のために、悩みはあるが、がんばろう!といったことが話されたようです。私も行政もサポートさせていただきませんが、地域活性化の原動力として自治会の皆様のお力を、ぜひとも頂きたいと思っています。



わたしの見てある記

市長 野崎重弥